

暮らしの中の「子どもの権利」について

今年の子ども会議がスタートしました。泉南市は「泉南市子どもの権利に関する条例」を制定し、第1条でこのまちを、「子どもにやさしいまち」としていくことを定めています。子どもたちが「泉南で生まれて、泉南で育って良かった」と思えるまちにするには、子どもたちの意見がとても大切です。本市では、子どもたちが意見を出し合い、市に伝える仕組みとして、第5条にせんなん子ども会議の設置を掲げています。子ども会議では、生活の中にある子どもの権利のことや子どもと大人の関係などについて話し合います。

○●暮らしの中の「子どもの権利」●○

子どもたちの身の回りで起きたことが「子どもの権利条約（1989年国連総会採択）」の何条に関係があるのかを話し合いました

①「妹は小さいからできなくてもいいけど、あんたはお姉ちゃんなのに、なんでできへんの」と言われた

【子どもたちの話し合い】▽誰でも得意、不得意はあり、きょうだいでもできないことはある▽私の個性も大切にしてほしい▽できないことを責められると悲しい▽子どもの権利条約第16条の「恣意的に若しくは不法に干渉されまたは名誉及び信用を不法に攻撃されない」に関係あるのでは

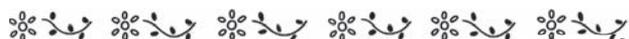


②今日あったことを話そうとしても、スマホを操作して話を聴いてくれない

【子どもたちの話し合い】▽私たちの話を聴いて、意見に共感してほしい▽大人が忙しいのもわかるけれど、その時すぐに話を聴いてほしいときもある▽第12条「自己の意見を表明する権利を確保する」と、第3条「児童の最善の利益が主として考慮されるもの」に関係あるのでは



全ての子どもはまちづくりの大切な一員です。しかし、少子高齢化時代に子どもたちの意見は圧倒的な少数派となっています。「子どもにやさしいまち」は、子どもたちの声を聴き、その思いを受け止めることで実現できます。また、子どもにやさしいまちは、「大人も子どもも幸せに暮らせるまち」です。社会全体で子どもの育ちを支えあい、子どもと大人が互いにパートナーとして認め合い、一緒にまちづくりをしていきましょう。



小学5年生から18歳までの皆さん
せんなん子ども会議に参加しませんか

学校を通じて申込みか、下記に連絡してください。

【問合せ】泉南市子どもの権利に関する条例事務局
(人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX 483-7306
/ e-mail: jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp)

